

[夏合宿第3問]

被告人Xは、A村村長及び同村新制中学校建設工事委員会の公務委員長を務め、被告人Yは、同村助役及び同工事委員会の工事副委員長を務め、YはXを補佐していた。Zは同村収入役として出納その他会計事務を掌り、傍ら前期中学校建設工事委員会の委託を受け、同校建設資金の寄付金の受領、保管その他の会計事務を管掌していた。又、工事委員会は委員長及び副委員長らが全体を統括し管理することとなっていた。

このような関係において、被告人兩名は、Zと共謀の上、Zが学校建設資金としてA村又は前期工事委員会に対する寄付金として受取り、業務上保管中の合計30万円の中から、酒食の買い入れに合計15万5千円を支払い、よって費消した。

かかる事例において、X、Y兩名の罪責を検討せよ。

参考判例：最高裁昭和32年11月19日第三小法廷判決(百選(第8版)94事件)